

Supported by  日本 THE NIPPON
財團 FOUNDATION

平成 30 年 9 月作成

船舶設備関係法令及び規則

【資格更新研修用テキスト（強電）】

船舶電装管理者

主任船舶電装士

船舶電装士

一般社団法人 日本船舶電装協会

目 次

I	船舶設備規程（関連抜粋）	- 1 -
[1]	第6編 電気設備.....	- 1 -
	第1章 総則（定義及び性能一般）	- 1 -
	第2章 発電及び変電設備	- 27 -
	第1節 通則	- 27 -
	第2節 発電機.....	- 37 -
	第3節 蓄電池.....	- 48 -
	第4節 変圧器.....	- 53 -
	第3章 配電設備.....	- 57 -
	第1節 配電盤.....	- 57 -
	第2節 配電器具.....	- 63 -
	第4章 電路.....	- 66 -
	第1節 電線	- 66 -
	第2節 配電工事	- 68 -
	第3節 接地	- 85 -
	第5章 電気利用設備	- 88 -
	第1節 照明設備	- 88 -
	第2節 動力設備	- 94 -
	第3節 電熱設備	- 105 -
	第4節 通信及び信号設備	- 106 -
	第6章 非常電源等	- 109 -
	第7章 引火性液体を運送する船舶の電気設備	- 127 -
	第8章 ロールオン・ロールオフ貨物区域等を有する船舶の電気設備	- 136 -
	第9章 燃料電池自動車等を積載する自動車運搬船の電気設備	- 137 -
[2]	脱出設備、操舵設備、航海用具	- 140 -
	「1」 脱出設備	- 140 -
	「2」 操舵設備	- 150 -
	「3」 航海用具	- 160 -
[3]	無線電信等の施設	- 204 -
II	危険物船舶運送及び貯蔵規則（関連抜粋）	- 210 -
	第2編 危険物の運送	- 210 -
	第1章 通則	- 210 -
	第3章 ばら積み液体危険物の運送	- 211 -
	第2節 液化ガス物質	- 211 -
	第3節 液体化学薬品	- 211 -
III	船舶救命設備規則（関連抜粋）	- 219 -

第1章 総則	- 219 -
第2章 救命設備の要件	- 220 -
第3章 救命設備の備付数量	- 229 -
第4章 救命設備の積付方法	- 232 -
IV 船舶消防設備規則（関連抜粋）	- 234 -
第2章 消防設備の備付数量及び備付方法	- 234 -
第1節 第1種船及び第2種船	- 234 -
第2節 第3種船及び第4種船	- 244 -
V 船舶防火構造規則（関連抜粋）	- 247 -
VI 船舶自動化設備特殊規則	- 249 -
第1章 総則	- 249 -
第2章 機関	- 249 -
第3章 設備	- 252 -
VII 漁船特殊規程（関連抜粋）	- 260 -
第1章 総則	- 260 -
第3章 設備	- 260 -
第1節 救命設備	- 260 -
第3節 其の他の設備	- 260 -
VIII 小型船舶安全規則（関連抜粋）	- 267 -
[1] 第1章 総則	- 267 -
[2] 第6章 救命設備	- 273 -
[3] 第9章 航海用具	- 274 -
[4] 第10章 電気設備	- 286 -
第1節 通則	- 286 -
第2節 蓄電池	- 289 -
第3節 配電盤	- 290 -
第4節 電路	- 291 -
第5節 電気利用設備	- 292 -
[5] 第14章 特殊小型船舶に関する特則	- 294 -
IX 小型漁船安全規則（関連抜粋）	- 295 -
[1] 第1章 総則	- 295 -
[2] 第6章 救命設備	- 296 -
[3] 第9章 航海用具	- 297 -
[4] 第10章 電気設備	- 301 -
X 電気設備の検査	- 305 -
[1] 検査の種類	- 305 -

[A] 定期検査	- 305 -
[B] 中間検査	- 305 -
[C] 臨時検査	- 306 -
[D] 臨時航行検査	- 306 -
[E] 予備検査	- 307 -
[2] 用語の意義	- 307 -
[A] 旅客船	- 307 -
[B] 国際航海	- 307 -
[C] 特殊船	- 307 -
[D] 小型兼用船	- 307 -
[E] 小型船舶	- 307 -
[F] 小型漁船	- 308 -
[G] 航行区域	- 308 -
[H] 従業制限	- 308 -
[3] 検査の準備	- 309 -
[A] 定期検査の準備	- 309 -
[B] 第1種中間検査の準備	- 309 -
[C] 第2種中間検査の準備	- 309 -
[D] 予備検査の準備	- 309 -
[4] 船舶検査の方法（国土交通省、電気設備関係抜粋）	- 309 -
B編 一般の船舶及びこれに備える物件に係る検査	- 309 -
第1章 第1回定期検査等	- 309 -
第2章 定期的検査等	- 316 -
C編 小型船舶等及びこれに備える物件の検査	- 320 -
第1章 第1回定期検査等	- 320 -
第2章 定期的検査等	- 321 -
C-2編 快遊艇等及びこれに備える物件の検査	- 322 -
第1章 第1回定期検査等	- 322 -
第2章 定期検査等	- 322 -
S編 検査の特例（電気ぎ装工事関係）	- 324 -
[5] 検査の実施方法に関する細則（日本小型船舶検査機構）	- 326 -
〈第2編 小型船舶の検査の実施方法に関する細則〉	- 326 -
〈第5編 小型漁船の検査の実施方法に関する細則〉	- 330 -
第2章 船舶検査の実施方法	- 330 -
XI 索引	- 332 -